

京都府保健医療計画の構成について

現行計画		次期計画(案)	
第1部 総論	第1章 計画策定の趣旨	第1部 総論	第1章 計画策定の趣旨
	第2章 計画の性格と期間		第2章 計画の性格と期間
	第3章 計画の基本方向		第3章 計画の基本方向
	第4章 医療圏の設定		第4章 医療圏の設定
	第5章 基準病床数		第5章 基準病床数
第2部 各論	第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備	第2部 各論	第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備
	1 保健医療従事者の確保・養成		1 保健医療従事者の確保・養成
	(1) 医師		(1) 医師
	(2) 歯科医師		(2) 歯科医師
	(3) 薬剤師		(3) 薬剤師
	(4) 看護職員(看護師・准看護師)		(4) 看護職員(看護師・准看護師)
	(5) 保健師		(5) 保健師
	(6) 助産師		(6) 助産師
	(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
	(8) 臨床工学技士		(8) 臨床工学技士
	(9) 歯科衛生士・歯科技工士		(9) 歯科衛生士・歯科技工士
	(10) 管理栄養士・栄養士		(10) 管理栄養士・栄養士
	2 リハビリテーション体制の整備		2 リハビリテーション体制の整備
			3 外来医療計画
	第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立		第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立
	1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供		1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供
	2 小児医療		2 小児医療
	3 周産期医療		3 周産期医療
	4 救急医療		4 救急医療
	5 災害医療		5 災害医療
			6 新興感染症発生・まん延時における医療
	6 へき地医療		7 へき地医療
	7 在宅医療		8 在宅医療
	8 医薬品等の安全確保と医薬分業の推進		9 医薬品等の安全性確保と適正使用
	第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供		第3章 健康づくりから医療 介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供
	1 健康づくりの推進		1 健康づくりの推進
	(1) 生活習慣の改善		(1) 生活習慣の改善
	(2) 歯科保健対策		(2) 歯科保健対策
	(3) 母子保健対策		(3) 母子保健対策
	(4) 青少年期の保健対策		(4) 青少年期の保健対策
	(5) 高齢期の健康づくり・介護予防		(5) 高齢期の健康づくり・介護予防
	2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策		2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策
	(1) がん		(1) がん
(2) 脳卒中	(2) 脳卒中		
(3) 心筋梗塞等の心血管疾患	(3) 心筋梗塞等の心血管疾患		
(4) 糖尿病	(4) 糖尿病		
(5) 精神疾患	(5) 精神疾患		
(6) 認知症	(6) 認知症		
3 様々な疾病や障害に係る対策の推進	3 様々な疾病や障害に係る対策の推進		
(1) 発達障害、高次脳機能障害対策	(1) 発達障害、高次脳機能障害対策		
(2) 難病、原爆被害者、移植対策等(アレルギー、アスベスト)	(2) 難病、原爆被害者、移植対策等(アレルギー、アスベスト)		
(3) 肝炎対策	(3) 肝炎対策		
(4) 感染症対策	(4) 感染症対策(新興感染症を除く)		
(5) 健康危機管理	(5) 健康危機管理		
第3部 計画の推進	第1章 計画の推進体制	第3部 計画の推進	第1章 計画の推進体制
	第2章 評価の実施		第2章 評価の実施
	第3章 計画に関する情報の提供		第3章 計画に関する情報の提供